

今治市環境報告書

～平成30年度 今治市の環境の現況～

今治市

1	はじめに	3
2	大気の現況	3
	表-1 大気常時測定局における二酸化硫黄測定結果	3
	表-2 デポジットゲージ法による降下ばいじん測定結果	5
	表-3 酸性雨測定結果	6
3	水質の現況	7
	1) 公共用水域の監視・測定	7
	2) 規制対象事業場	7
	表-4 海水浴場水質測定結果	8
	表-5 公共用水域水質測定結果	9
	表-6 水質汚濁防止法等に基づく規制対象事業場数	15
4	騒音の現況	15
	表-7 騒音規制法に基づく規制対象事業場	16
	表-8 自動車交通騒音測定結果	16
5	振動の現況	17
	表-9 振動規制法に基づく規制対象事業場	17
6	悪臭の現況	18
7	公害苦情	18
	表-10 公害苦情処理件数	18
	表-11 用途地域別公害苦情処理件数	19
8	公害及び環境対策	20
	1) 公害発生源への行政指導等	20
	2) 環境保全の啓発等	20
	3) こどもたちのための環境学習等	20
	4) 住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金制度	20
9	おわりに	21

1 はじめに

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島嶼部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や村上水軍城址などの歴史遺産を誇る観光都市として、また、造船・海運都市としても将来が期待されています。繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、全国生産高の約5割のシェアを誇ります。全国的な競争力をもつ食品、電気、石油などの企業、大島石の石材加工、伝統産業として桜井漆器や菊間瓦があります。穏やかな気候に緑豊かな山と美しい瀬戸内海という自然環境を生かして柑橘類、木材などの農林業や、天然、養殖ともに漁業も盛んに行われています。私たちには、このように多種多様な産業、自然を誇る今治市のこれからの環境を守っていくという大きな使命があります。

2 大気の現況

今治市には、大気の著しい汚染状況はほとんど見られませんが、事業場等から排出される硫黄酸化物やばいじん等による汚染を監視していく必要があります。

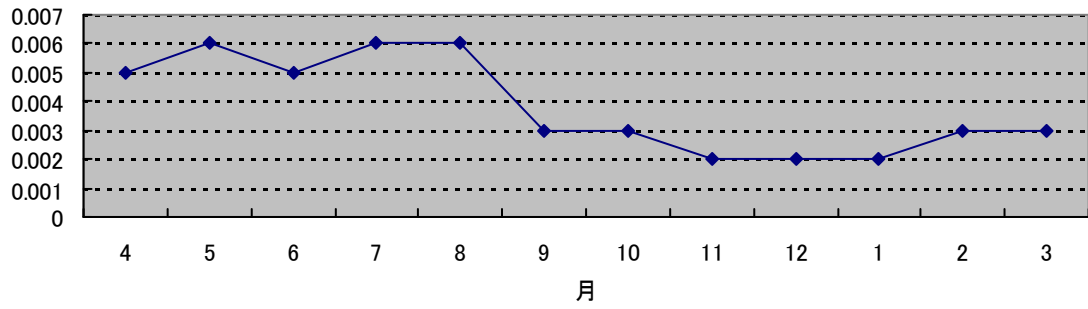
二酸化硫黄（表-1）は、常盤小学校の大気測定局で自動測定することにより環境基準の達成状況を常時監視しています。ばいじんは、市内2地点で降下ばいじん量（表-2）を測定しています。また、酸性雨（表-3）は、昭和62年から常盤小学校において調査測定をしています。

表-1 大気常時測定局における二酸化硫黄測定結果

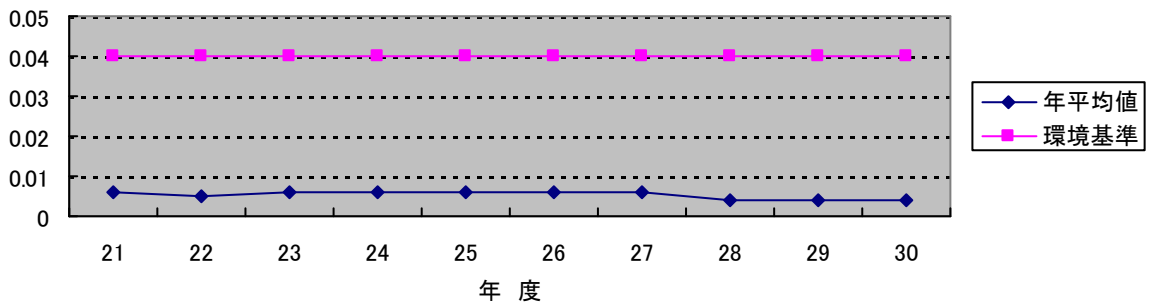
（測定地点：常盤小学校）

月	測定値	月平均値	1時間値の最高値
		（単位：ppm）	
4		0.005	0.022
5		0.006	0.030
6		0.005	0.027
7		0.006	0.022
8		0.006	0.017
9		0.003	0.009
10		0.003	0.009
11		0.002	0.017
12		0.002	0.016
1		0.002	0.010
2		0.003	0.014
3		0.003	0.022
年平均値/最高値		0.004	0.030
環境基準		0.04以下	0.1以下

二酸化硫黄 月別平均値 (単位:ppm)



二酸化硫黄 経年変化 (単位:ppm)



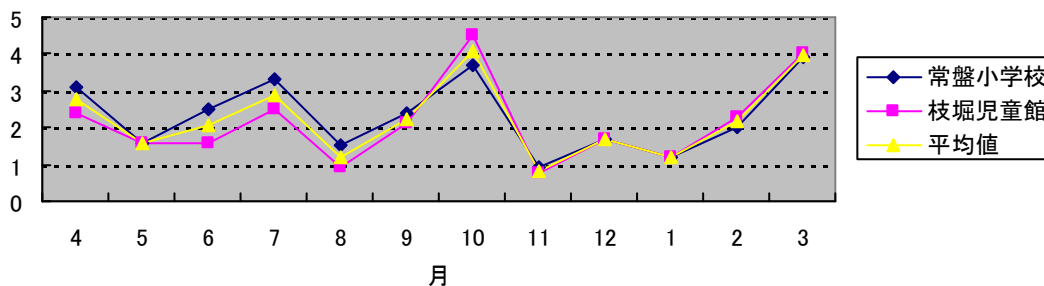
大気汚染（二酸化硫黄）に関する環境基準

物質	環境上の条件	設定年月
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)

表一 2 デポジットゲージ法による降下ばいじん測定結果

測定地点 月	常盤小学校	枝堀児童館	平均値
4	3.1	2.4	2.75
5	1.6	1.6	1.6
6	2.5	1.6	2.05
7	3.3	2.5	2.9
8	1.5	0.93	1.215
9	2.4	2.1	2.25
10	3.7	4.5	4.1
11	0.9	0.75	0.825
12	1.7	1.7	1.7
1	1.2	1.2	1.2
2	2.0	2.3	2.15
3	3.9	4.0	3.95
平均値	2.32	2.13	2.22

降下ばいじん 月別測定値 (単位:t/km²/月)



降下ばいじん 経年変化 (単位:t/km²/月)

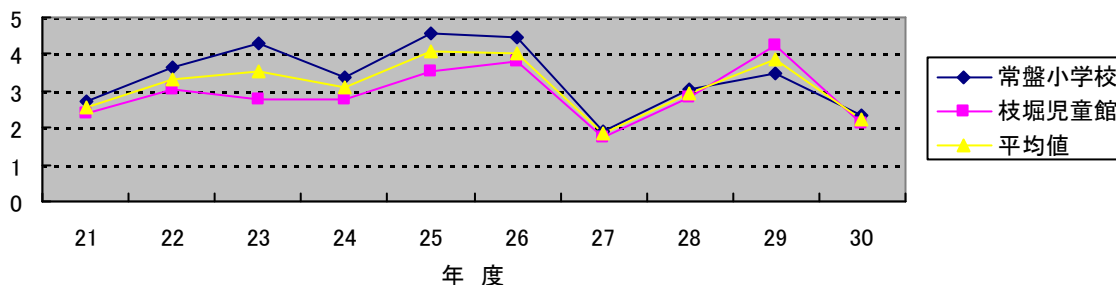
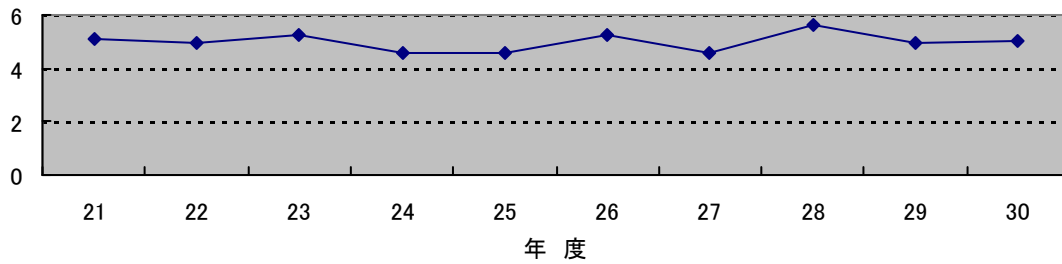


表-3 酸性雨測定結果

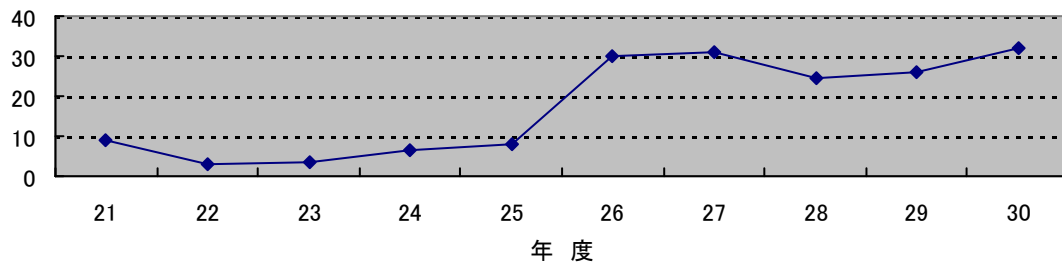
(測定地点：常盤小学校内)

測定回 測定項目	1回目 4/25	2回目 7/2	3回目 9/5	4回目 11/13	5回目 1/22	6回目 3/4	平均
pH	5.0	6.2	7.2	3.9	3.8	4.0	5.02
導電率 (μ S/cm)	12	8.9	14	56	73	29	32.15
硫酸イオン (μ g/ml)	1	2	1.5	7.1	8.5	2.7	3.8
硝酸イオン (μ g/ml)	0.83	0.83	0.86	6.7	7.2	2.9	3.22
塩素イオン (μ g/ml)	0.11	0.55	2.9	1.3	4.8	0.83	1.75
アンモニウムイオン (μ g/ml)	0.11	0.24	0.24	0.78	1.3	0.43	0.52
ナトリウムイオン (μ g/ml)	1.4	0.5	1.4	0.4	5.9	0.8	1.73
カルシウムイオン (μ g/ml)	0.55	0.63	2	0.67	3.1	0.7	1.27

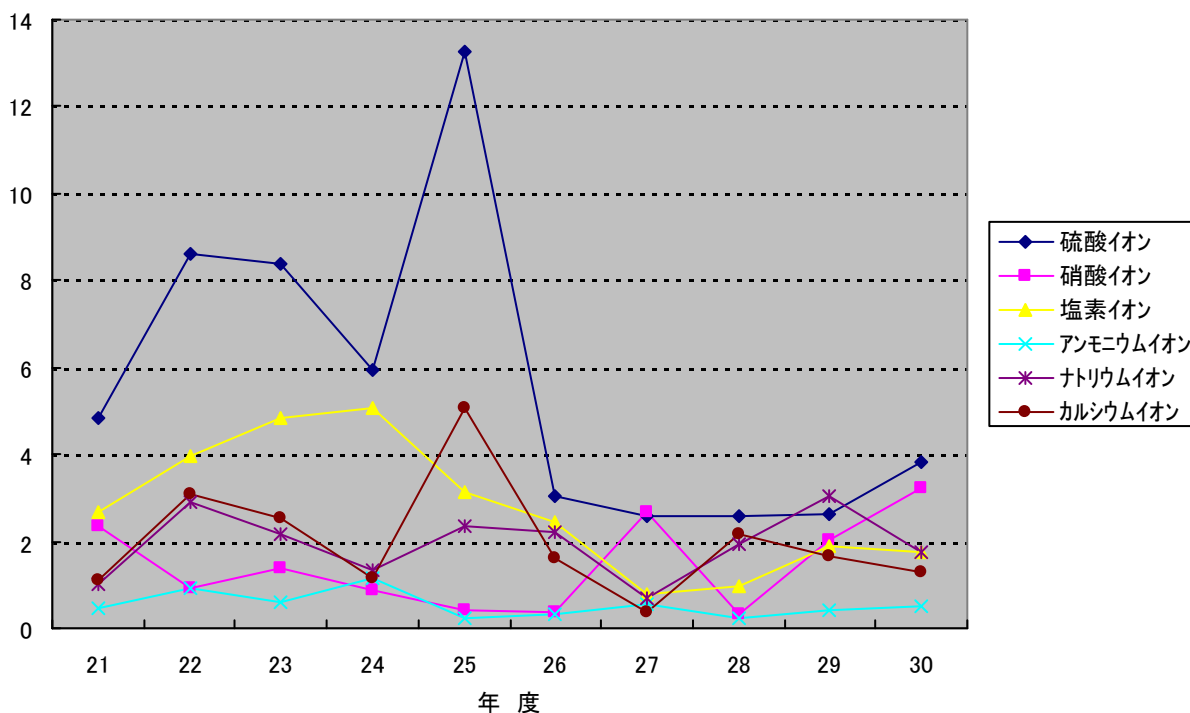
PH 経年変化



電導率 経年変化



各種イオン 経年変化



3 水質の現況

1) 公共用水域の監視・測定

海水浴シーズン前・中には、市内 13 箇所（市が 5 箇所、県が 8 箇所）の海水浴場の水質（表-4）を調査しています。

公共用水域では、二級河川の蒼社川並びに燧灘北西部に環境基準の類型が指定され、愛媛県が環境基準監視調査を実施しています。今治市では、公共用水域の環境基準点を補足するために、中小河川等の水質調査（市内 20 箇所）を実施しています。（表-5）

2) 規制対象事業場

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づく規制対象事業場（表-6）に対しては、愛媛県が指導監督を行っています。

表一 4 海水浴場水質測定結果

海水浴場名	シーズン前	調査日	シーズン中	調査日	調査機関
桜井海浜ふれあい広場	適 水質 A A	6月5日	可 水質 B	7月27日	今治市
織田ヶ浜海水浴場	適 水質 A A	6月5日	適 水質 A A	7月27日	今治市
七五三ヶ浦海水浴場	適 水質 A A	6月5日	適 水質 A A	7月27日	今治市
鴨池海岸海水浴場	適 水質 A A	6月5日	適 水質 A A	7月27日	今治市
星の浦海浜公園	適 水質 A A	6月5日	適 水質 A A	7月27日	今治市
休暇村瀬戸内東予	適 水質 A	4月17,18日	可 水質 B	7月24,25日	愛媛県
志々満ヶ原海水浴場	適 水質 A	4月18日	可 水質 B	7月25日	愛媛県
唐子浜海水浴場	適 水質 A	4月18日	可 水質 B	7月25日	愛媛県
大角海浜海水浴場（波方町）	適 水質 A A	4月17日	適 水質 A A	7月24日	愛媛県
伯方ビーチ海水浴場	適 水質 A A	4月17日	適 水質 A A	7月24日	愛媛県
沖浦ビーチ海水浴場（伯方町）	適 水質 A A	4月18日	適 水質 A A	7月25日	愛媛県
台海水浴場（大三島町）	適 水質 A A	4月17日	適 水質 A A	7月24日	愛媛県
多々羅キャンプ場	適 水質 A A	4月17日	適 水質 A A	7月24日	愛媛県

水浴場の水質判定基準

項目	判定	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 湖沼は 3mg 以下	全透 (水深 1m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 湖沼は 3mg 以下	全透 (水深 1m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が 認められない	5mg/l 以下	1 m 未満～ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が 認められない	8mg/l 以下	1 m 未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/l 超	50cm 未満

表一 5 公共用水域水質測定結果

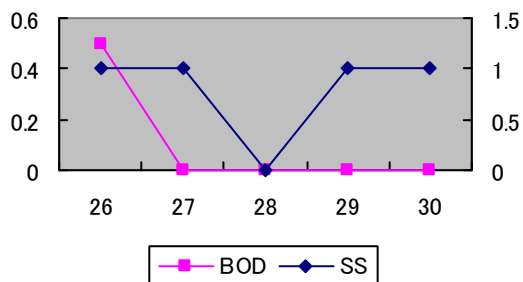
No	測定項目 河川名	p H	B O D mg/l	S S mg/l	全リ ン mg/l	全窒 素 mg/l	大腸菌群 数 MPN/100ml
①	金星川 (旭町 2 丁目地場産横)	7.7	0.5 未満	1	0.027	1.03	3,300
②	蓮池川 (黄金町 5 蓮池公園前)	7.6	0.7	9	0.13	0.48	49,000
③	浅川 (北宝来浅川水門上流)	7.7	0.5	2	0.076	1.3	140,000
④	御物川 (北鳥生町 2-1 祇園)	7.7	0.5 未満	1	0.051	0.88	22,000
⑤	下長井川 (喜田村 8-2)	7.3	1.2	3	0.13	1.79	79,000
⑥	頓田川 (上徳橋上流)	7.7	0.5 未満	4	0.044	1.09	7,900
⑦	中之川 (枝掘 3-1 / 黄金 6-1)	7.6	24	11	0.16	1.32	49,000
⑧	名切川 (南高下町 3 鳥生小東)	7.3	1.3	1	0.1	1.43	130,000
⑨	竜登川 (竜登橋下)	8.5	7.6	8	0.22	1.49	7,000,000
⑩	大川 (桜井公民館横大川橋)	7.7	1	2	0.19	1.95	70,000
⑪	中川 (桜井旧国道 中川橋)	8.2	2.2	4	0.23	1.79	22,000
⑫	蒼社川 (山手橋下)	8.0	0.5 未満	2	0.018	0.71	4,900
⑬	品部川 (野間 蓮池北 蓮橋下)	7.9	2.3	4	0.14	2.14	110,000
⑭	有津川 (天保山町)	7.4	3.4	6	0.29	1.53	14,000
⑮	養老川 (波方支所前)	7.8	0.5	6	0.19	2.79	24,000
⑯	天満川 (星の浦踏切付近)	7.8	0.5 未満	2	0.067	2.12	24,000
⑰	種川 (亀岡小学校付近)	7.8	0.5 未満	3	0.093	1.85	4,900
⑱	菊間川 (八幡橋付近)	7.8	0.5 未満	10	0.011	3.2	17,000
⑲	大川 (宮窪小学校前)	7.8	0.5 未満	1	0.079	1.23	17,000
⑳	宮浦本川 (本川橋付近)	8.3	1.1	4	0.033	0.33	7,000

p H : 水素イオン濃度

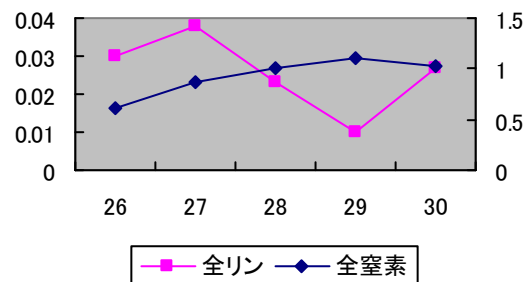
B O D : 生物化学的酸素要求量

S S : 浮遊物質

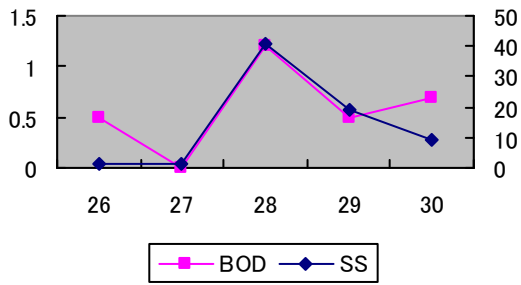
金星川 (BOD・SS)



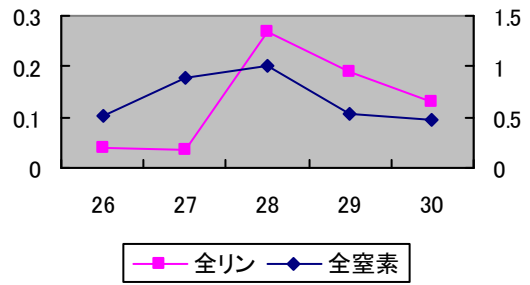
金星川 (全リン・全窒素)



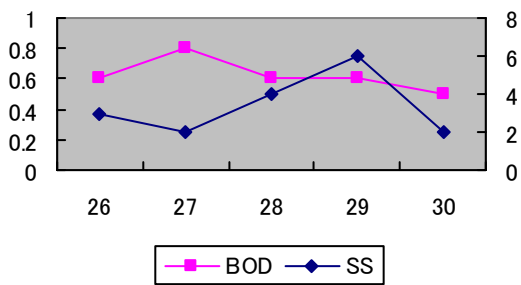
蓮池川 (BOD・SS)



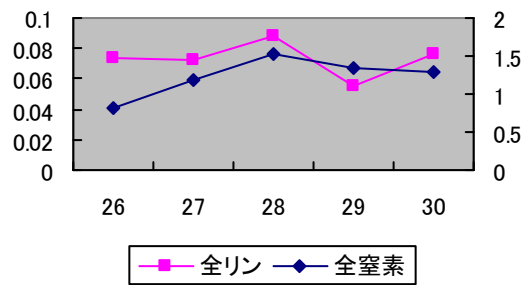
蓮池川 (全リン・全窒素)



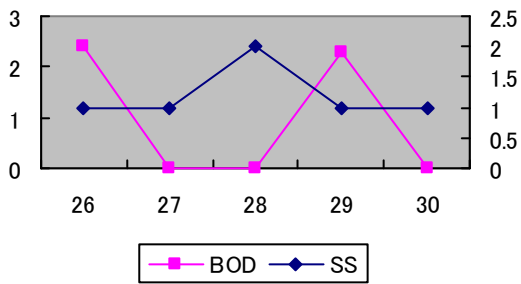
浅川 (BOD・SS)



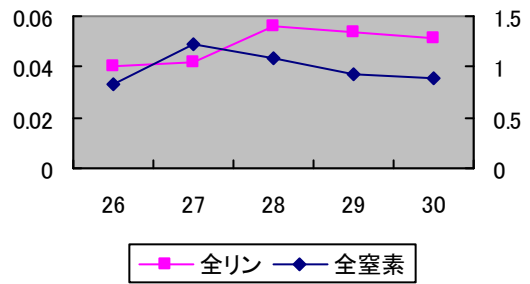
浅川 (全リン・全窒素)



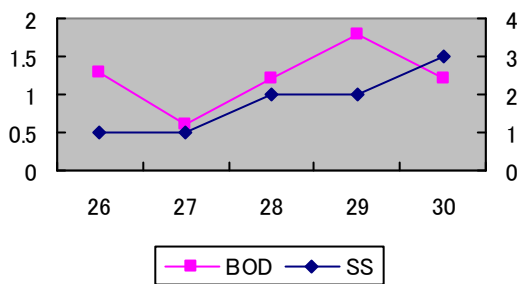
御物川 (BOD・SS)



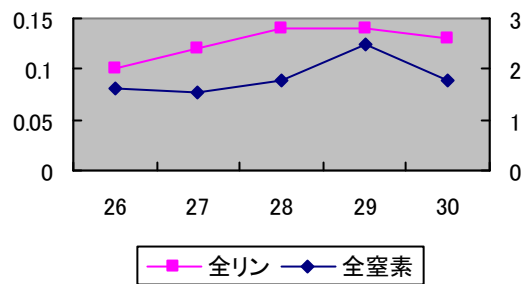
御物川 (全リン・全窒素)



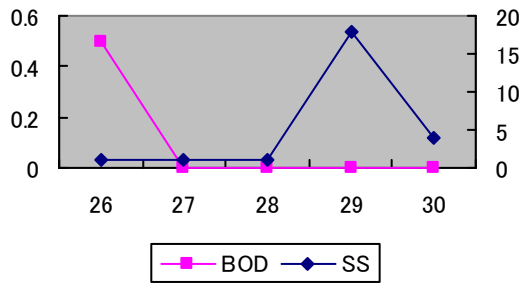
下長井川 (BOD・SS)



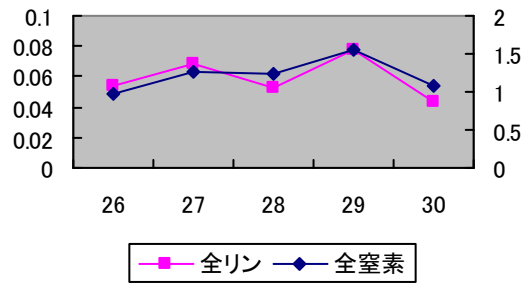
下長井川 (全リン・全窒素)



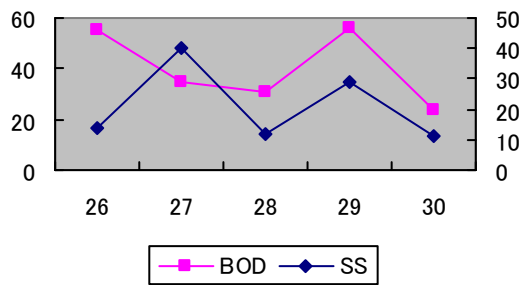
頓田川 (BOD・SS)



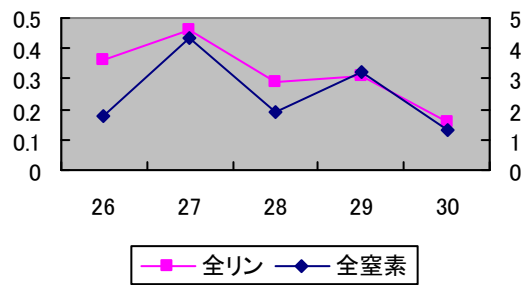
頓田川 (全リン・全窒素)



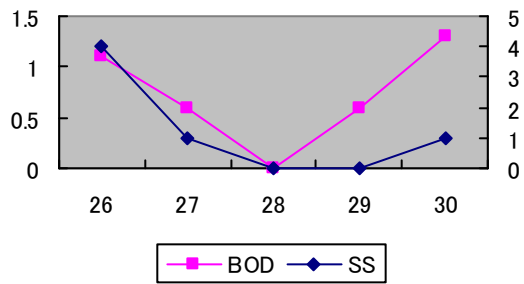
中之川 (BOD・SS)



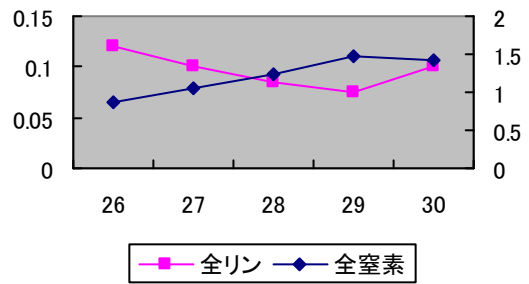
中之川 (全リン・全窒素)



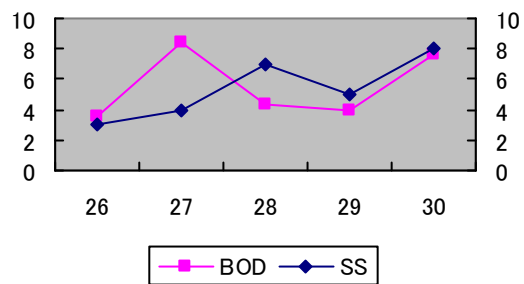
名切川 (BOD・SS)



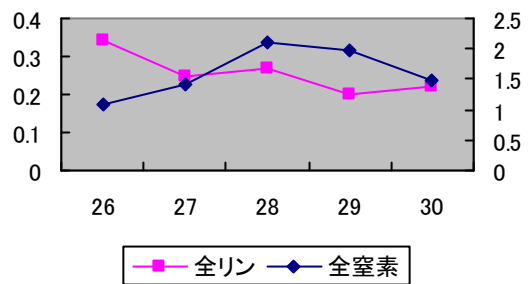
名切川 (全リン・全窒素)



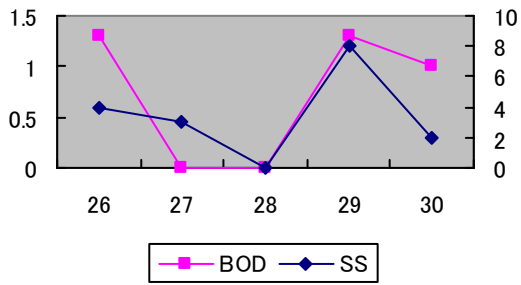
竜登川 (BOD・SS)



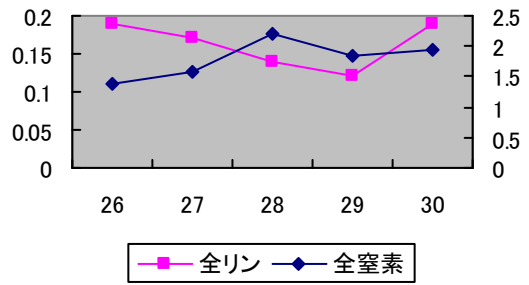
竜登川 (全リン・全窒素)



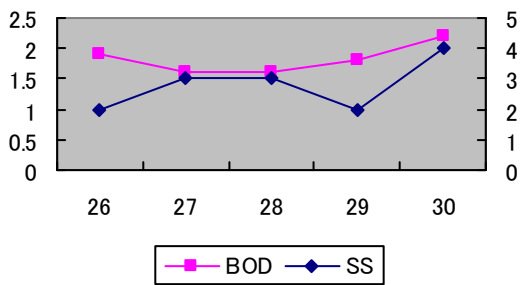
大川(桜井) (BOD・SS)



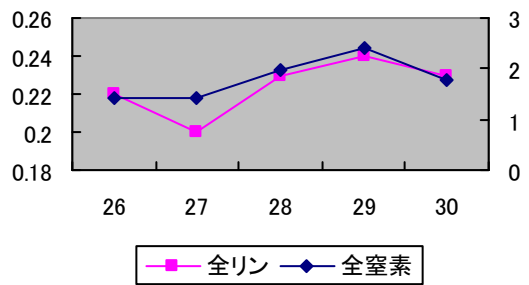
大川(桜井) (全リン・全窒素)



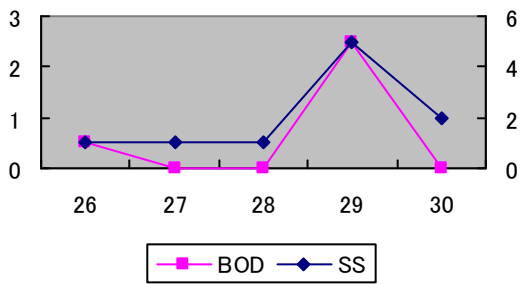
中川 (BOD・SS)



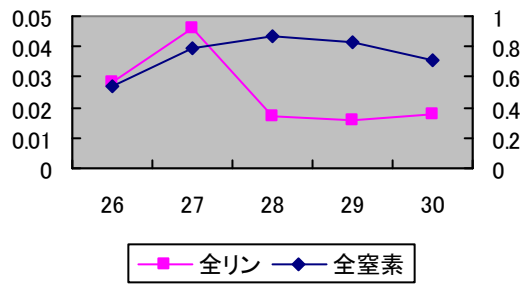
中川 (全リン・全窒素)



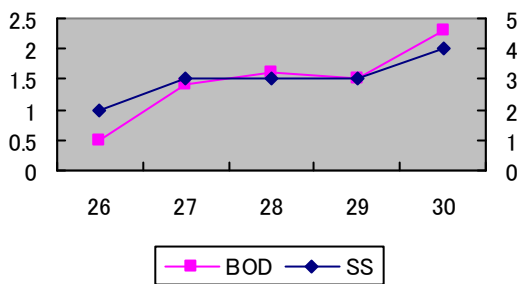
蒼社川 (BOD・SS)



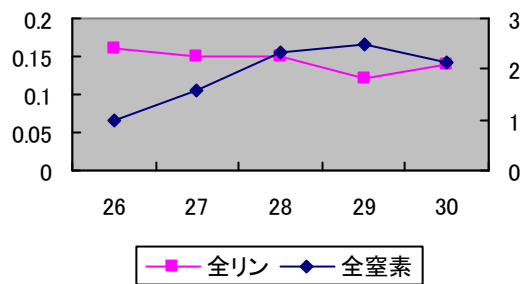
蒼社川 (全リン・全窒素)



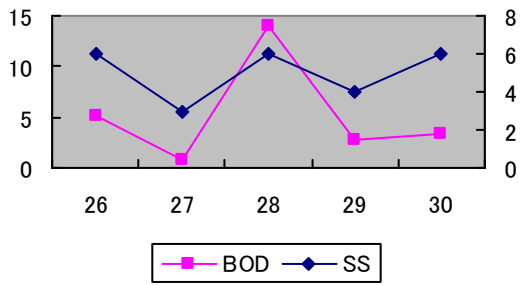
品部川 (BOD・SS)



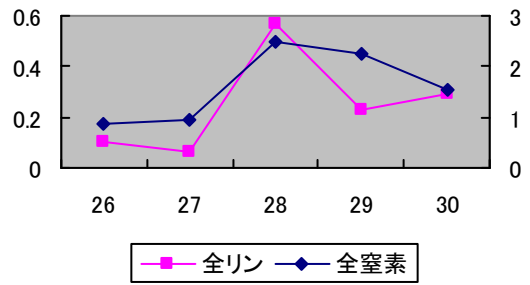
品部川 (全リン・全窒素)



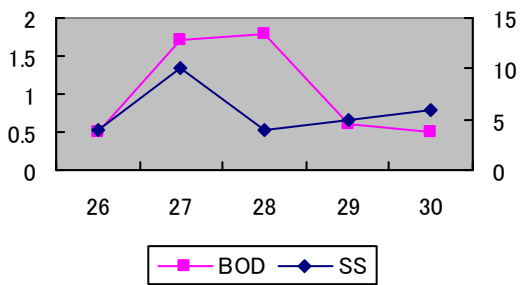
有津川 (BOD・SS)



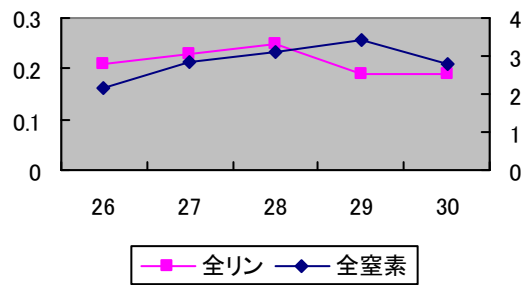
有津川 (全リン・全窒素)



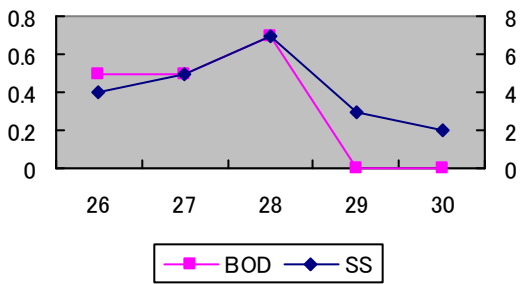
養老川 (BOD・SS)



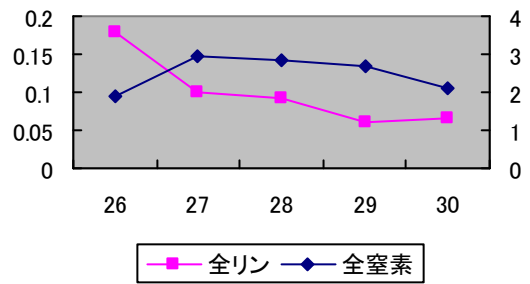
養老川 (全リン・全窒素)



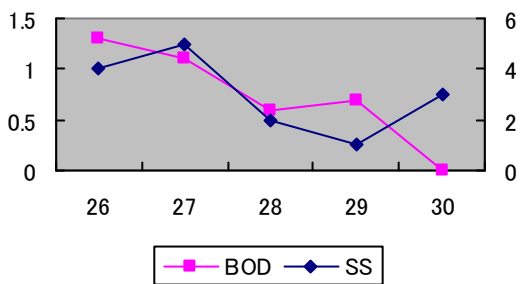
天満川 (BOD・SS)



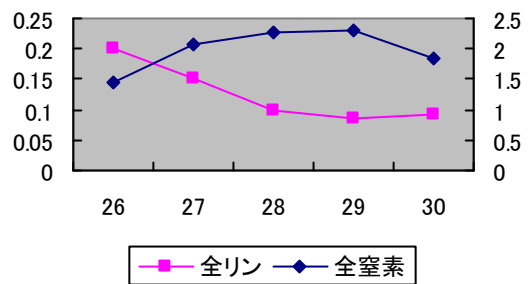
天満川 (全リン・全窒素)



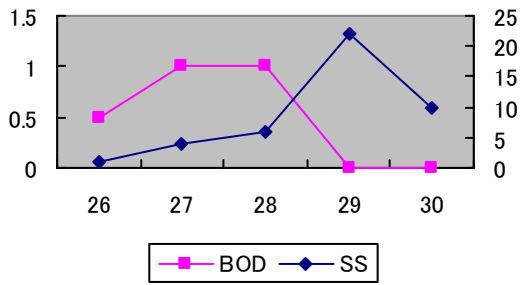
種川 (BOD・SS)



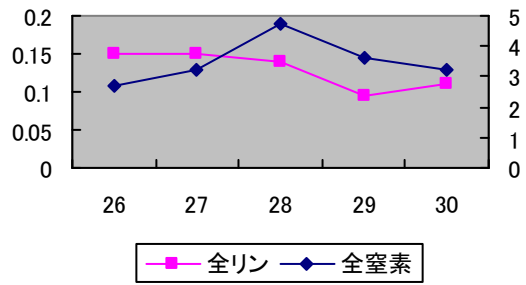
種川 (全リン・全窒素)



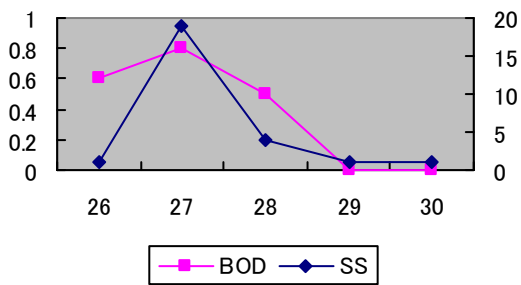
菊間川 (BOD・SS)



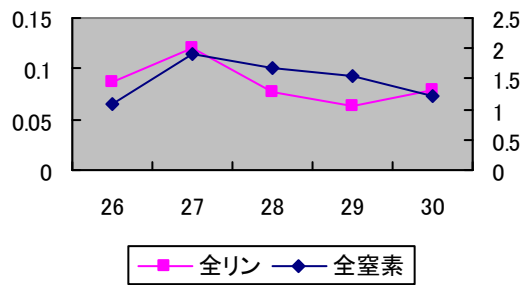
菊間川 (全リン・全窒素)



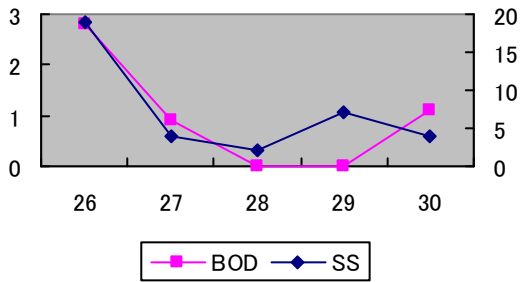
大川(宮窪) (BOD・SS)



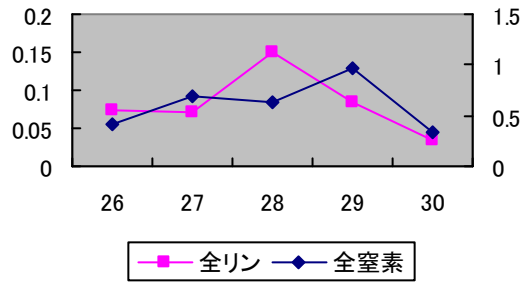
大川(宮窪) (全リン・全窒素)



宮浦本川 (BOD・SS)



宮浦本川 (全リン・全窒素)



河川（湖沼を除く）の水質判定基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値			
		pH	BOD	SS	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/l	25mg/l	50MPN/100ml
		8.5以下	以下	以下	以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/l	25mg/l	1000MPN/100ml
		8.5以下	以下	以下	以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/l	25mg/l	5000MPN/100ml
		8.5以下	以下	以下	以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/l	50mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	—
D	工業用水2級・農業用水・及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/l	100mg/l	—
		8.5以下	以下	以下	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	—
		8.5以下			

pH : 水素イオン濃度

BOD : 生物化学的酸素要求量

SS : 浮遊物質

表一六 水質汚濁防止法等に基づく規制対象事業場数（今治市）

H29年度（H30.3月末現在） 愛媛県環境白書30年版資料3-20

水質汚濁防止法	50m ³ /日以上	39
	50m ³ /日未満	319
瀬戸内海環境保全特別措置法	50m ³ /日以上	19
	50m ³ /日未満	0
愛媛県公害防止条例		10

4 騒音の現況

事業場、建設現場等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例等で規制されています。今治市では、昭和44年10月1日に規制地域が指定され、現在、規制等は愛媛県から今治市に権限移譲されています。また、平成17年の合併により、旧町の一部についても規制地域を指定しています。

騒音規制法に基づく規制対象事業場は（表-7）のとおりとなっています。

さらに、環境省が毎年実施している自動車交通騒音実態調査の一環として、市内の幹線道路の数箇所において、騒音測定を実施しています。平成30年度は、市内2箇所を実施しています。（表-8）

表一 7 騒音規制法に基づく規制対象事業場（今治市）

施設の種類	件数
金属加工機械	44
空気圧縮機及び送風機	83
土石用破碎機等	3
織機	185
建設用資材製造機械	2
穀物用製粉機	11
木材加工機械	65
抄紙機	0
印刷機械	12
合成樹脂用射出形成機	1
鋳造型機	2
合計	408

表一 8 自動車交通騒音測定結果

測定日：平成 31 年 1 月 24 日～1 月 25 日

測定地点		環境基準類型	評価 区間 延長 (km)	評価 区間 数 (区間)	面的評価（全体）				
					住宅戸数 (戸)	昼夜とも 基準値以 下(戸)	昼のみ基 準値以下 (戸)	夜のみ基 準値以下 (戸)	昼夜とも 基準値超 過(戸)
県道 今治波方港 線	全体	B 類型	4.3	1	527	527	0	0	0
	近接空間				150	150	0	0	0
	非近接空間				377	377	0	0	0
県道 今治丹原線	全体	B 類型	0.7	1	101	101	0	0	0
	近接空間				33	33	0	0	0
	非近接空間				68	68	0	0	0

※ 評価区間は道路端から 50m の範囲。うち、近接空間とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4 車線以上）、自動車専用道路）の場合は、道路端から 15m の範囲であり、2 車線を超える車線を有する幹線を担う道路の場合は、道路端から 20m の範囲のこと。非近接空間とは、近接空間以外の範囲のこと。

※ 環境基準類型 A 類型：専ら住居の用に供される地域
 B 類型：主として住居の用に供される地域
 C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～翌午前 6 時
70 (45) dB 以下	65 (40) dB 以下
個別の居住等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められたときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（括弧内の値）によることができる。	

5 振動の現況

工場振動、建設作業振動等は、振動規制法で規制されています。今治市では、昭和 55 年 3 月末日に規制地域に指定され、現在、規制等は愛媛県から今治市に権限移譲されています。騒音と同様に平成 17 年の合併後、旧町の一部に対しても規制地域を指定しています。

振動規制法に基づく規制対象事業場を（表-9）に示しています。

表-9 振動規制法に基づく規制対象事業場（今治市）

施設の種類の	件 数
金属加工機械	29
圧縮機	48
土石用破碎機等	5
織機	185
コンクリートブ`ロックマシ等	4
木材加工機械	7
印刷機械	9
ゴム練用ロール機等	0
合成樹脂用射出形成機	1
鑄造型機	2
合 計	290

6 悪臭の現況

今治市では、現在、悪臭防止法に基づく規制地域の指定はなく、規制基準も設定されていません。

7 公害苦情

公害苦情受付処理件数を（表-10）に示しています。平成30年度の処理件数は、28件となっており、野焼き等による悪臭が最も多くなっています。

また、都市計画用途地域別に苦情処理件数を集計したものを（表-11）に示しています。

表-10 公害苦情処理件数

種類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
11年	38	4	15	0	8	8	73
12年	30	5	9	1	17	7	69
13年	28	7	11	1	7	10	64
14年	17	5	8	2	3	10	45
15年	19	11	7	0	7	3	47
16年	21	3	8	0	4	16	52
17年	2	15	17	1	41	2	78
18年	3	13	21	1	28	5	71
19年	8	11	18	2	28	5	72
20年	2	11	20	0	30	2	65
21年	3	13	14	0	33	3	66
22年	3	5	15	1	31	5	60
23年	3	5	14	0	27	7	56
24年	4	6	12	1	23	4	50
25年	3	6	7	0	15	1	32
26年	0	9	4	2	23	2	40
27年	2	5	8	2	13	8	38
28年	1	3	8	0	10	3	25
29年	1	4	5	0	17	2	29
30年	0	3	6	1	15	3	28

公害苦情処理件数

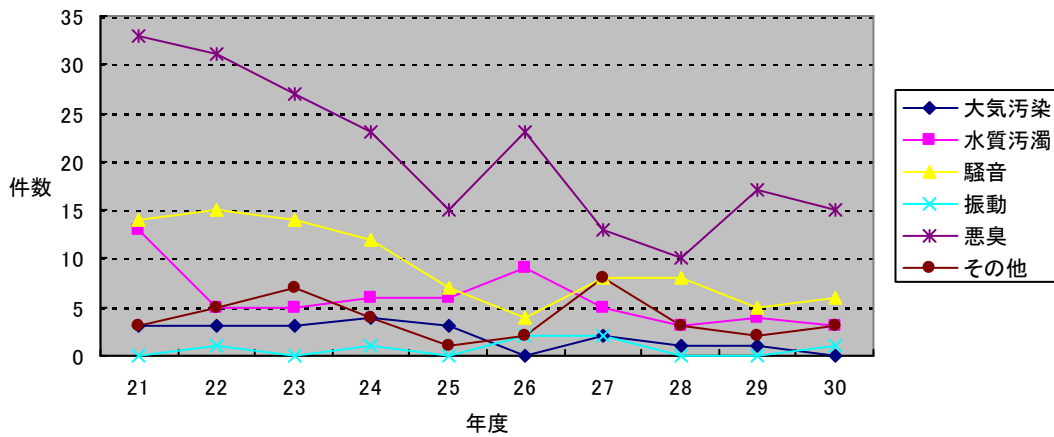
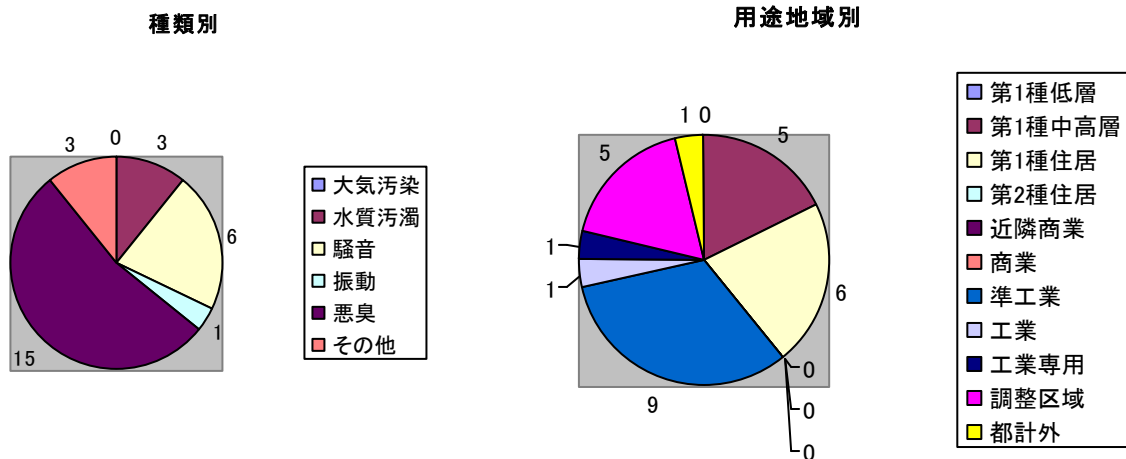


表-11 用途地域別公害苦情処理件数

種類 用途地域	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
第1種低層							
第1種中高層			3		2		5
第1種住居		2			3	1	6
第2種住居							
近隣商業							
商業							
準工業		1	2	1	5		9
工業					1		1
工業専用					1		1
調整区域			1		3	1	5
都計外						1	1
合計	-	3	6	1	15	3	28

※ 「その他」とは、環境基本法に基づく公害の範疇でないものであり、法律に基づく「公害」とは、環境の保全上の支障の内、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

「悪臭」には、野焼きも含まれている。



8 公害及び環境対策

1) 公害発生源への行政指導等

法令等による規制対象事業場には、関係機関と連携し、適切な指導に努めています。また、事業場等の新規立地に当たっては、適正な土地利用を促進するために住工混在の解消を図るように努めています。

2) 環境保全の啓発等

環境に対する市民の責務と自覚を促し、よりよい環境を創出するというモチベーションを維持していくため、広報誌への記事掲載等、日常的な啓発活動を進めています。

また、平成 21 年度からは、市民の方が取り組んでいる省エネ、省資源及びリサイクル活動等を募集・表彰し、その事例を共有し、エコの輪を広げ、地球にやさしいまちづくりを推進するために今治エコライフコンテストを実施しています。

平成 23 年度からは、夏季高温時に室内温度上昇の抑制を図るため、公共施設に緑のカーテンを導入し、身近な温暖化対策の普及を図っています。

3) こどもたちのための環境学習等

こどもエコクラブの地域事務局として、こどもエコクラブへの登録の呼びかけ、クラブのサポート、クラブへの情報提供などを行っています。

4) 住宅用新エネルギー等関連設備設置費補助金制度

個人が住む住宅に燃料電池(エネファーム)や蓄電池を設置した市民の方、また県内の中小工務店等により建築された「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH、通称ゼッチ)」を新築・購入した市民の方に補助金を交付し、新エネルギー等関連設備利用を積極的に支援することにより、地球環境の保全と市民の環境保全意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するための制度です。

平成 30 年度は、燃料電池 23 件、蓄電池 26 件、ZEH16 件に対して補助金を交付しました。

9 おわりに

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害は、法令等の整備による特定発生源の規制、企業ないし公共団体の公害防止施設の整備により、一定の成果を上げてきました。

今日の環境問題は、一つの企業が有害なものを排出するいわゆる産業型公害から、生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害や二酸化炭素の排出による地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での取り組みが必要とされるものも問題として認識されるようになってきました。これらの問題の背景には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たち自身の社会経済活動や生活様式があり、問題を解決するためには、私たちの活動や生活そのものを見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能なもの（循環型社会）に変えていくことが重要です。

このような状況の中、今治市においても、環境施策の総合的かつ計画的な展開と、様々な立場の人々の主体的な参画の必要性から、平成 21 年 3 月に「今治市環境基本計画」を策定しました。

平成 24 年 3 月には、地域特性を生かした地球温暖化対策を推進し、地球温暖化防止に地域から貢献するとともに、地域振興や環境に対する住民の意識向上を図るために「今治市環境配慮推進計画」を策定しました。

現在、今治環境パートナーシップ会議を中心とする推進体制の中で、リーディングプロジェクトを中心に、市民、事業者、行政等の参画と連携による各プロジェクトにあげる取り組みの具体的な実施方法の検討、他分野の施策との調整を行い、「みんなでつなが蒼と緑が彩るまち」づくりに向け、効率的・効果的な推進を図っているところです。

しかし、東日本大震災以降の国等を取り巻く状況の変化や、国の新たな地球温暖化対策などを踏まえ、より実効性のある新たな計画の策定が求められています。そこで、策定からまもなく 10 年近くになる「今治市環境基本計画」の改定のため、平成 29 年度から市民アンケート、現状分析、今治市環境審議会や今治環境基本計画策定委員会等を開催し、平成 30 年 3 月に「第 2 次今治市環境基本計画策定の為の基礎調査報告書」を策定、平成 31 年 3 月に「第 2 次今治市環境基本計画」を策定しました。